

< 中小企業の範囲 >

中小企業基本法第2条に規定する資本金又は従業員数の要件を満たす方

業種	規模	資本金又は 出資総額	常時使用する 従業員の数
	小売業	5,000万円以下	50人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	製造業・建設業・ その他	3億円以下	300人以下

業種の分類は、日本標準産業分類<総務省告示>に基づいています。

※従業員数の人数要件で申請される方は、事前にご連絡ください。

【問合わせ先】

東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部管理課 搬入承認・手数料係

《住所》〒102-0072 千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館13階

《電話》 03-6238-0730 《FAX》 03-6238-0740